

第 1 1 期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画の概要について

令和 7 年 1 1 月 1 3 日 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

1 計画策定の趣旨

容器包装廃棄物については、一般廃棄物の容積比で約 6 割、重量比で 2 ～ 3 割と大きな割合を占め、リサイクル可能な資源を多く含むことから、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）によって、平成 9 年 4 月から分別収集及び再商品化が開始された。

法に基づき、県は、3 年ごとに 5 年を一期とする県分別収集促進計画を策定することとされており、今回策定する第 11 期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画（以下「11 期県計画」という。）は、各市町村等が策定した第 11 期市町村分別収集計画（以下「11 期市町村計画」という。）の分別収集見込量等を集約し、分別収集等の促進に関する事項を定めるものである。

なお、本計画では、分別収集をする対象品目について、従前のプラスチック製容器包装等の 10 品目に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づいて分別収集する製品プラスチックを新たに加え、11 品目としている。

2 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年間

3 計画の概要

(1) 11 期市町村計画の策定状況（分別収集対象品目）

ア 分別収集の実施品目数は、従前の 10 品目では 9. 0、製品プラスチックを加えた 11 品目では 9. 4 である。

イ 対象品目中、その他プラスチック、紙パック及び製品プラスチックは、計画期間中に実施市町村が増加する見込みである。今後も、品目ごとの分別収集実施率が向上するよう、市町村に対して助言等を行う。

(2) 同（分別収集見込量）

計画期間中の県内全域での分別収集見込量は、ペットボトル、その他プラスチック及び製品プラスチックが増加する一方、以外の品目は減少傾向にあるため、総量では、計画初年度（令和 8 年度）の 33,705.7 トンから、計画最終年度（同 12 年度）には 32,564.3 トンとなり、1,141.4 トン（約 3.4%）減少する。

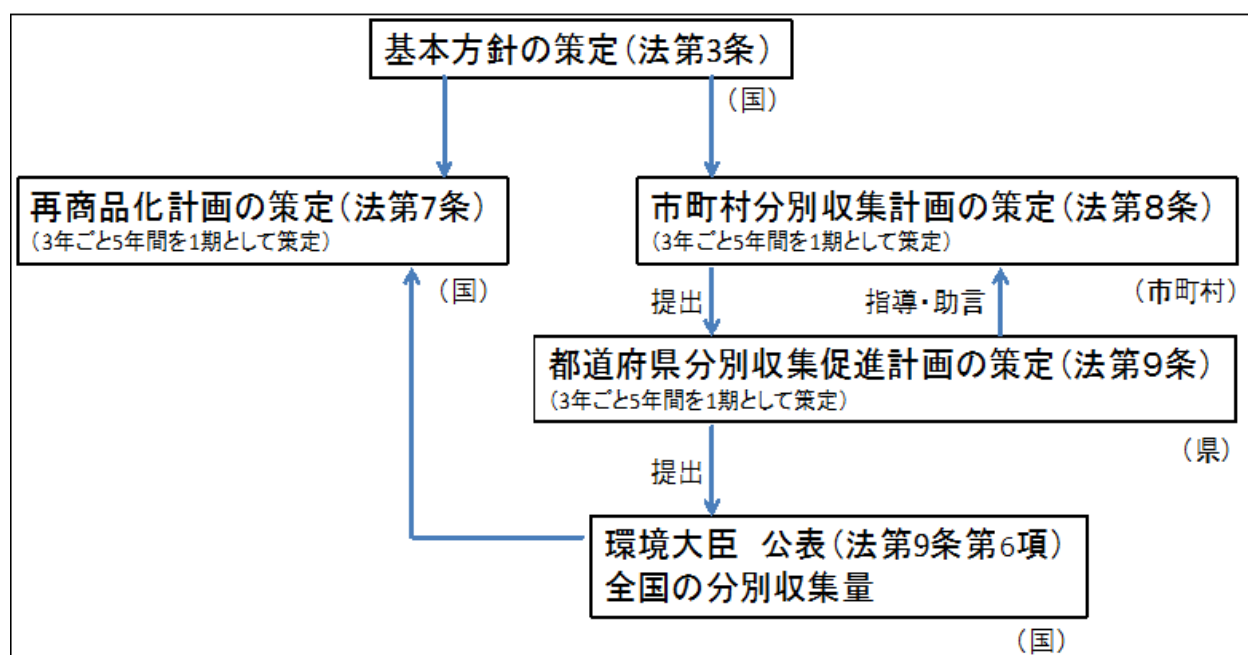
(3) 分別収集の促進に関する事項

ア 容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するには、県民一人ひとりの理解と協力が必要であることから、各種広報媒体や環境教育・学習等を通じて、広く県民に対し普及啓発を図る。

イ 市町村による分別収集を更に促進するため、市町村相互間または県と市町村との間で、分別収集の効率的な実施に役立つ情報等の交換を行う。

ウ 市町村に対し、「新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大」に係る情報提供や「プラスチックごみの一括回収の促進」に係る技術的助言等を行う。

1. 計画策定の流れ



The diagram illustrates the waste management process for designated businesses, categorized into two main flows: '契約の流れ' (Contract Flow) and '廃棄物の流れ' (Waste Flow).

契約の流れ (Contract Flow): This flow is contained within a dashed box labeled '特定事業者の負担' (Burden of Designated Business). It involves three main entities: '特定事業者' (Designated Business), '指定法人' (Designated Legal Entity), and '再商品化事業者' (Recycling Business). The '特定事業者' can follow three routes: '自主回収ルート' (Self-collection route), '指定法人ルート' (Designated legal entity route), or '独自ルート' (Independent route). In the '指定法人ルート', the '特定事業者' delegates '義務履行委託' (Obligation fulfillment commission) to the '指定法人', who then delegates '委託' (Commission) to the '再商品化事業者'. In the '自主回収ルート' and '独自ルート', the '特定事業者' directly delegates '再商品化委託' (Recycling commission) to the '再商品化事業者'.

廃棄物の流れ (Waste Flow): This flow shows the physical movement of waste. '住民(分別排出)' (Residents (separated disposal)) dispose of waste into '市町村(分別収集)' (Municipalities (separated collection)). The waste is then transported to the '再商品化事業者' (Recycling Business). From there, it can be sold to a '販売店' (Retailer) or sent back to the '市町村(分別収集)' (Municipalities (separated collection)) for further processing.